

医療従事者等及び高齢者施設等の入所者等の新型コロナウイルスワクチン
3回目（追加）接種の前倒しについて

新型コロナウイルスワクチンの3回目接種については、2回目接種完了から原則8か月以上の間隔をおいて実施することとなっておりますが、令和3年12月17日付け国事務連絡により、医療従事者等及び高齢者施設等の入所者等については、2回目接種完了から6か月以上の間隔をおいて3回目の接種が可能となったことから、本市においては、11月22日の市長記者会見時に示したスケジュールの接種間隔を前倒しするため、次のとおり対応します。お知らせします。

1 医療従事者等への接種

(1) 接種券の発送

12月20日（月）時点で既に2回目接種完了から6か月を経過した医療従事者等に接種券を発送します。（接種券発送日 12月20日（月） 対象者数：9,000人）

(2) ワクチンの配送

3回目接種の体制が構築できた医療機関等に対し、12月21日（火）以降、順次ワクチンを配送します。

※ 参考

12月1日時点で既に2回目接種完了から8か月を経過している医療従事者約2,300人には11月22日に接種券を発送し、12月8日以降順次接種しています。

2 高齢者施設等の入所者等への接種

介護老人保健施設や特別養護老人ホーム等の施設種別毎に接種意向を照会し、3回目接種の前倒しを希望する高齢者施設等に対し、順次ワクチンを配送します。

3 病院及び有床診療所の入院患者への接種

病院及び有床診療所に対して入院患者への接種意向を照会し、接種意向を持つ医療機関に対し、順次ワクチンを配送します。

4 上記以外の高齢者

高齢者施設等の入所者以外の高齢者については、令和4年2月以降2回目接種の完了から7か月以上経過した後に3回目の接種ができることとなったことから、医師会等の関係機関と協議の上、本市の対応方針を策定次第、お知らせします。